

「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定の概要

1 経緯

(1) いじめ防止対策推進法の制定及びいじめの防止等のための基本的な方針の策定

平成 25 年 9 月 28 日、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）が施行され、文部科学省は、同年 10 月 11 日、法に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）を大臣決定し、国、地方公共団体及び学校がいじめ防止のために果たすべき責務を明示した。

本県においては、法及び国の基本方針を踏まえ、平成 26 年 4 月に、岩手県いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「県基本方針」という。）を策定した。

(2) 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針の改定

国の基本方針においては、「国の基本方針策定から 3 年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると思われる時は、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

県基本方針においては、「本県においても、いじめの防止等に関する県の施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる」としている（県基本方針 第 5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 1 基本方針の見直しの検討）。

今般、平成 29 年 3 月、国の基本方針が改定されたことを受け、県の取組状況も踏まえながら、県基本方針を改定することとした。

(3) 岩手県いじめ問題対策委員会における調査審議

岩手県教育委員会においては、岩手県いじめ問題対策委員会条例（平成 27 年岩手県条例第 72 号）により教育委員会の附属機関として設置された岩手県いじめ問題対策委員会に改定について諮問し、当該委員会の調査審議を経た答申（平成 29 年 8 月）を基に、総務部法務学事課（私学振興担当）と連絡・調整を図りながら、県基本方針の改定を行った。

2 県基本方針の改定のポイント

(1) いじめへの対処

【いじめの解消の定義を明記したこと】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) 学校いじめ防止基本方針

【基本方針を定める意義や、基本方針の中核的な内容を明記したこと】

基本方針の中核的な内容として、指導内容のプログラム化を図ることが必要である。また、情報共有、適切な対処等のマニュアルを定め、それを徹底するための具体的な取組を盛り込む必要がある。さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、当該児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

【学校評価の項目に取組の実施状況を位置付けることを明記したこと】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

(3) 学校いじめ対策組織・いじめの情報共有

【学校いじめ対策組織の役割等を明記したこと】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があったときには情報の迅速な共有及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

【いじめの情報を共有しないことは法の規定に違反し得ることを明記したこと】

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

(4) いじめの未然防止・早期発見

【いじめの防止に資する児童生徒の自主的な活動について明記したこと】

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

【児童生徒からの相談に対しての教職員等の対応について明記したこと】

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(5) 法の理解増進等

【年に複数回の校内研修について明記したこと】

学校の設置者が実施すべき施策として、全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。

【学校いじめ防止基本方針の周知について明記したこと】

学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。